

第3回多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）検討会議 会議録

日 時：令和2年12月21日（月） 16時15分～17時45分

場 所：アスト津4階 アストホール

出席者：小林委員（座長）、東委員、渡辺委員、浦狩委員、
繁内委員、柳沢委員、山口委員

（事務局）それでは時間ですので、ただいまより第3回多様な性的指向・性自認に関する三重県条例、仮称ですが、検討会議をWeb会議で開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それではまず最初に、三重県環境生活部長、岡村順子から一言ご挨拶申し上げます。

（事務局）皆様こんにちは、三重県環境生活部長の岡村でございます。本日は第3回の条例検討会議に、ご多忙の中、委員の皆様には7名の方にご出席を賜り、誠にありがとうございます。今回の会議につきましては、二度にわたる急遽の延期となりまして、皆様には大変ご迷惑をおかけし、申し訳なく思っているところでございます。また併せて、日程の調整等、ご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染対策のため、本日この会場も広い会場に変えさせていただきますとともに、県外の皆様につきましては、オンラインでの参加ということになっておりまして、こうしたところでも少し慣れないところでご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解についてよろしくお願いいたします。

さて、8月の第1回、第2回、2回にわたるこの会議で、委員の皆様によりまして、論点の整理やご意見、県議会のご議論も踏まえまして、条例のあり方、中間案を作成いたしました。これを10月15日から11月13日までの1ヶ月間、パブリックコメントということで実施をいたしました。このパブリックコメント、その結果としまして354通、意見数では683件ものご意見をいただいたところでございます。また併せて、市町への意見照会、個別聴取なども実施をいたしました。また、パートナーシップ制度については、中間案には盛り込まれておりませんでしたけれども、これにつきましては、導入について沢山の、約200件程度のご意見を頂戴するとともに、1000名以上の署名ですとか、メッセージという形で、沢山の方から要望もいただいたところでございます。このパブリックコメントでいただきました、異例ともいえる、700件もの意見っていうのはなかなか他の計画等の際のパブコメでもないような数なんでございますけれども、これにつきましては件数だけでなく、内容についても全く正反対の意見が寄せられたりとか、多様で、そしてものによっては大変思いのこもった長文の意見が寄せられ、事務局といたしましてもこれを大変頭を悩ませてですね、今回条例のあり方最終案を作成、取りまとめさせていただきましたところでございます。

本日も委員の皆様から専門的な見地や地域の実情など、さまざまな角度からのご意見を頂戴したいと考えております。条例の年度内制定を目指す中で、今回は条例検討

会議としては最終回となります。これまでも短い時間の中でご議論いただき、皆様のおかげで大変密度の高い会議にさせていただいていると感じているところでございます。これについては感謝を申し上げ、今回最後の会議ということで、ぜひ充実した議論になりますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局) それでは、委員の皆様につきましてはお手元の名簿をご覧くださいと思います。順にお名前をご紹介させていただきます。名簿の上からでございますが、四日市大学副学長、総合政策学部教授、小林慶太郎様。今ちょっと遅れておりますが、大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授、東優子様。そして埼玉大学教育機構基盤教育研究センター准教授、渡辺大輔様。NPO 法人 LGBT の家族と友人をつなぐ会名古屋理事、浦狩知子様。そして、NPO 団体 NFT 代表の江崎夢様につきましては、本日ご欠席です。そして、一般社団法人性的指向および性同一性に関する理解増進会代表理事、繁内幸治様。ゴールドマン・サックス株式会社プライム・サービス部長、NPO 法人グッド・エイジング・エールズ社員、柳沢正和様。一般社団法人 ELLY 代表理事、山口颯一様。以上の委員にご出席をいただいているところでございます。

それでは、ここからの会議の進行につきましては、座長にお願いいたしたいと思います。小林座長、どうぞよろしくお願ひいたします。

(小林座長) 皆さんお久しぶりです、小林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

この間、大分時間が空きましたが、じゃあこの間何を県の方でされていたかということ、先ほどご挨拶の時にいただきましたように、多くの方の意見を聴取して、そしてそれをできるだけ条例に反映しようということで、ご議論、ご検討をしてきていただいたということでもあります。先ほど説明でもありましたけども、パブリックコメントで 354 通、延べ 683 件っていうのは、多分これまでの県の取り組んでおられるさまざまなものでも、もう段違いに多いものじゃないかなというふうに感じております。それだけ非常に多くの方たちに、関心、興味を持っていただいている条例なんだろうなと。もしかすると、それだけ多くの人たちにとって切実な問題を含んでいるということも言えるかなというふうに思います。非常にそういう意味で皆さん注目もされているものでありますので、また本日も、おそらくこれ最終回ということになりますけれども、皆さんからしっかりご意見をいただいて、よりよい条例を検討して作っていただければなというふうに思っております。

改めまして、この検討会議の目的ということをもう一度振り返っておきたいと思っておりますけれども、この会議の目的は、県条例の制定にあたって、総合的かつ専門的な見地から意見をいただくというために設置されているということでもあります。それぞれの立場からご意見をいただきまして、これすべて皆さんからいただいたものが、完全に全部条例に打ち込まれるというふうにはなかなかならないかもしれませんが、いただいたものを最終、県の方で取りまとめていただきまして、議会の方に提出

いただくということになります。ということで、今日はこの条例のあり方の最終案をめぐって、ご意見をいただくという最終回ということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では事項書に沿いまして、まず県の方から、もう既にお手元に届いていると思えますけども資料の説明をいただきまして、そのあと皆さんからのご意見をいただくというふうに進めてまいりたいと思います。また、時間が限られておりますので、今回も皆さんから一通りご意見をいただいた後、最後、補足意見ってということで、二巡目はおそらくもう一言ずつ、最後のメッセージ的なことをいただく時間になってしまうかなというふうに思いますので、大事なことは一言目、1回目に。2回目は最後、三重県に対するメッセージというふうな形で発言いただくと、こんなふうに整理いただけるといいかなっていうふうに思っております。

それでは資料の説明の方、事務局よろしくお願ひします。

(事務局) 資料説明

(小林座長) ご説明ありがとうございました。それではですね、各委員のお考えをお聞きしていきたいところなんですけれども、先に本日ご欠席の江崎委員の方から、文書によって意見、コメントをいただいているということでもありますので、まずそちらの方、事務局よりご紹介をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(事務局) 江崎委員からはですね、知事による表明があったのに、今回の資料はパートナーシップにあまり触れていないということで、意見をいただいております。「制度を作るより理解を促進させることが先だ」という意見もわかりますが、制度を作るからこそ理解が広まるのではないかと考えます」という意見です。「県として、姿勢を見せることこそが、多くの県民が性的少数者の存在を理解し、受け入れやすい環境というものができると考える」といただいております。

また、「制度を導入したら、条例の制定を受けて、それを周知する活動が増える。導入がきっかけで、行政からの周知だけでなく、県民の自主的な活動も活発になる。制度がなかったら、そのような活動は生まれのではないか」といった意見です。

最後に、「制度を導入したとしても、大きなマイナス方向には働かないだろう。導入については、パートナーシップを使いたい人が使うことができるという一つの選択肢が増えるだけで、使いたくない人、反対している人は使わないだけで、全員に影響があって、多大な悪影響があるものではない」といったようなご意見をいただいたところです。ですので、江崎委員からはパートナーシップの導入を盛り込んでいただくことということでご意見をいただきました。

(小林座長) 江崎委員からのご意見は以上ってということですね。ありがとうございました。

それでは、発言順につきましてはまた勝手ながら名簿順ということで、私を除きま

して上から順番に東委員からご発言をいただくということにしていきたいと思えます。時間が限られておりますので、先ほどの県からの説明に対する、もし質問などがある場合にも、ご自分の持ち時間の中で、大変恐縮ですけれどもお願いをできればというふうに思っております。各委員に4分以内でお願いしたいと思えますが、東先生どうでしょう、声は出せる感じでしょうか。(応答なしのため)声は出せない状況ということですかね。そうしましたらまた改めて、今日本当はおっしゃりたかったご意見は後日事務局にお伝えをいただくということにいたしまして、じゃあ名簿で次の方にまいりたいと思えます。渡辺先生よろしくお願ひします。

(渡辺委員) 渡辺です、よろしくお願ひします。

まず、条例の名称とか条例の各条文にも関わってくるんですけども、「認め合い」という言葉が全面に出てきたことに関して、私はこの「認め合い」という言葉、いい言葉ではあるんですけども、気持ちの部分にすごくフォーカスされがちで、気持ちが変わればいいんでしょ、みたいに捉えられてしまったら困るなというふうに思っておりますので、「性の多様性を尊重し」とか「尊重した社会」とか、「認め合い」という気持ちの部分だけではない、「尊重」という言葉がいいのではないかと思っております。

それから条文の名称のところの説明ですね、「多様な生き方を認め合うこと」というふうにあるんですが、検討中の前書き、前文のところでも多様な生き方が選択できるという言葉があります。これ、パブリックコメントにもあったんですけども、やっぱり選択できるかどうかという、その障壁をなくすってところがすごく重要になってきますので、私としては「認め合う」という気持ちではなく、「選択できる」というところが重要だと思っております。第1条目的のところも、そのあとも全部、「認め合う」というところは今言った感じと同じです。

それから第2条の定義のところなんですけども、ここもパブリックコメントにもあったんですけども、例えば日本学術会議で使われている、国際的にも使われている定義とか、結構きちんと書いた方がいいんじゃないかと私は思っております。というのは、趣旨等のところに書いてある、多分トランスジェンダーっていうカタカナ用語を使わないために、こういう「生物学的性別と性自認が一致しない性別違和があるなどで」という言葉が多数使われているとは思いますが、そうすると出生時に割り当てられた性別と異なる性別で生きるという、結構広い意味です。その部分が捉えきれなくて、すごく限定されたようにとられてしまうので、きちんと定義のところは書いて、趣旨等のところで誰にでも伝わる言葉で説明をする、それが私の希望ですが、逆に定義のところ、条文ではわかる言葉で書いて、趣旨等できちんと説明をするという、第2の案があるかとは思っております。

それから第3条では、多様な生き方を選択できることを旨として書いてあるので、この選択というのはすごく私はいいと思っております。

第4条に関してですが、趣旨等の(イ)の部分ですね、「例えば公衆浴場の」というところなんですけども、このことが急に出てきてしまうと、非常にトランスジェンダーの方への偏見とか差別が喚起されてしまう可能性が出てきます。または、このこ

とが何もしない言い訳に使われてしまう可能性があると思います。まずは設備とか環境とかを改善するとか工夫をするという責務があるんだってことをきちんと趣旨等のところでまず言って、その次に性的指向や性自認に関わらずとにかく性暴力ダメなんだっていうことを説明して、そのあとに個別具体的な支援もある、というふうに順序立てて書かないと、(イ)の部分だけがひとり歩きしてしまって、トランスジェンダーの方に不利益が被るのではないかと考えています。

それから第6条、第7条、ここが努力義務になっているんですけども、私は役割なので、「講ずるものとする」って、第6条、第7条は入ってもいいんじゃないかと思うんですけど、なぜ役割になると努力義務になってしまうのかちょっとまた後で説明いただければと思うんですが。ここは、第6条、第7条の文末は「講ずるものとする」がいいのではないかと考えています。

第9条、第11条にも「認め合う」という言葉があります。ですが先ほど言ったものと一緒です。

それから第15条ですね、ここは県のことなんですけれども、第15条も、ここ「推進に努めるものとする」ってあるんですけど、先ほどのパートナーシップ制度とも関わってくるもので、ここはもう施策の推進、「施策を推進するものとする」では駄目でしょうか。あと、パブリックコメントに財政的支援のことも書き入れた方がいいというふうにあったんですが、これは多分、基本計画を定める時にそこに入るのかなと思うのですが、人的、財政的支援、具体的なことですね、そこもまたちょっと説明いただければと思います。

それと、先ほど江崎さんからのコメントも紹介されていましたが、私もパートナーシップ制度がここにきちんと入らなかったことは非常に残念に思っています。パブリックコメントでも、やはり今必要としている方、つまり今生きている方の人権が保障されていないということですので、それを少しでも保障する役割としてパートナーシップ制度は入っていた方がいいと考えていましたので、入っていなかったことは残念に思っています。以上です。

(小林座長)ありがとうございました。それでは続きまして浦狩さん、お願いします。

(浦狩委員)二点あります。本当に恐れながら、申し上げます。条例の最終案を見た瞬間、どこにパートナーシップ制度のことが載っているのか探しました。11月20日、知事のマスコミ発表のあと、全国の支援団体、活動団体から、おめでとう、よかったね、三重県すごいよ、と連絡をいただきました。当事者からは、4月になったら三重県で最初の宣誓をして、新しいところに引っ越しを考えていると喜んでいました。てっきり条例にパートナーシップ制度のことが明記されると思っていたのですが、載っていませんでした。関係者の方から、誰もが暮らしやすい三重という形で進めるとか、また、よりよいものに整えるために、今回は載らなかったと伺いました。私は、意味がわかりませんでした。理論条例や啓発だけでは進みません。具体的なパートナーシップ条例という言葉がないと、子どもたちにも伝えることはできません。私は多様な

性の子どもたちの言葉にならない「助けて」を聞いてきました。できることは何でもしないとと思って、議員さんに手紙を書いたり、テレビや新聞、ラジオにも出て啓発しました。教育関係や地域で講演活動もしました。もうこれ以上思いつくことはないくらい活動しました。でもこれを見て、諦めようと思いましたが、以前知事が私にメールで教えてくれたことがあります。三重県民はとても受け入れの力の強い皆さんだと思っています。私のようなよそ者でも知事をやらせてもらっています。三重県民の皆さんが、LGBTを含め、多様な価値感を寛容に受け入れてくれることと信じていますと、教えてくださいました。私はその言葉を信じて、これからも一生懸命活動しますので、どうか今回の条例に盛り込みを、もう一度ご検討いただきたいと思います。

また二点目はですね、相談窓口の充実についてですけれども、性別違和に関する子どもたちには、どうしてもやっぱり医療の説明がないといけないので、専門医のところに派遣をしていただいて、研修とか受けてほしいなと思います。それには、保険が適用されるんだよとか、こうすると保険が適用されないんだよっていうことを18歳までに知らないのと、取り返しがつかないこともあるので、相談窓口には医療のことがわかる窓口を、具体的に、いつまでに何か所置くっていうことを、検討いただきたいと思います。以上です。

(小林座長) ありがとうございます。続きまして繁内さん、お願いします。

(繁内委員) こんにちは、繁内です。まずは最初に、冒頭に部長のご説明がありましたように、沢山のパブリックコメントをいただいたと。実は私のところにも、沢山のメールをいただいています。その中で、やっぱり正反対というか、真っ二つの意見が寄せられたということが、やっぱり重いなというふうに改めて感じます。そういう意味では、事務方の皆さん、あるいは小林先生はじめ、これに関わった委員の皆さんに、本当に難しい課題を論じているということにあたっては、感謝を申し上げたいなと思います。

私の方からはですね、一つ、一番私がありがたいなと思ったのは、強い言葉で、差別は決して許されないということコメントいただいたと。これがやっぱり一番よかったのではないかなと。まずはここからなんだろうなということがあります。

それから先ほどのお話の中で、文科省の大臣通知に基づくものをお書きいただいております。この大臣通知、数年前ですね、私も関わらせて作らせていただきました時に、さまざまな議論がありました。そういう意味では、この通知を条例に生かしていただいたということに関しては、こちら感謝を申し上げたいと思います。

それから、皆さんも多分同じことを考えているんじゃないかなと思うんだけど、大きく、この新型コロナウイルスの感染拡大ということで、日常生活にマジョリティであろうがマイノリティであろうが、すべての国民が影響を受けている状況にあるということは確かだと思います。その中で私が面白いなと思ったのは、マスクということについての、欧米と日本の違いってというのがものすごくよく出たんじゃないかと。欧米では皆さんつけない人も沢山いましたし、罰則を付けないといけないとかいうよ

うなことが大きく報じられています。しかし我が国では、もともとの習慣もあるでしょうけれども、いいか悪いかは別として、他人の目が気になると。同調性というか、いいか悪いかは別として、マスクでは非常によい方向で、別に義務づけたり罰則をつけることなく、多くの皆さんがマスクをつけてくださっている。感染予防という意味では、皆さんお一人お一人の意識の高さというものが示されているのではないかなと思います。それを考えると、我が国では禁止、罰則よりもはるかに、みんなで行っていったというようなところ、法と罰則というような厳しいものよりも、自立と社会の目というようなところが、効果が現れてくるのではないかなと、そんなふうに思ったわけです。

もう一つですね、11月4日に、皆さんもご覧いただいたかも知れませんが、EUの本部がLGBTの取組について、8年前に報告を出したもののの中から、8年経ってどうなったかという報告がなされております。この報告を見て、私はあれっと思ったわけです。EUはご承知のとおり、加盟するためには、包括的な差別禁止法と同性婚というものを重視されており、そしてその中で8年間(LGBT施策を)進めてきたということです。その結果どうなったかというところ、ここが私はあれっと思ったのは、8年前に比べて差別を受けたという人は43%、これは6%、差別を受けたという人が増えたという数字が報告されています。これが、EU本部の報告になります。そういう意味では、私はこの数字もいろんなことを考えさせられるなというふうに感じました。決して差別禁止が、私はずっと言ってきたんですけども、差別禁止で罰則をつけて差別がなくなると。なくなるのだったらしてもらってもいいんだけどというふうについて言ってきたんですが、このEUの数値を見た時に、時が8年間経ってですね、同性婚をやっている、包括的な差別禁止法もあるという中で、数字が6%悪化したというような報告は、私は重く受け止めていいのではないかなと思います。

この条例の中で、確かにパートナーシップがないということについては、本当に望まれている方が多いと思います。私の知人も、長年にわたって同居をしていたり、あるいは私ももう来年60になるのですが、私より先輩、年上の方は老後のことを考えた上で切実に望まれているという方も沢山いらっしゃることも重々承知申し上げております。しかしここは、まずはじっくりゆっくり確実に心の寛容を促すことが大事だと思います。先ほどの部長の報告ではないですけども、真っ二つということにはならないように。真っ二つに割ると、元に戻すのが大変難しいです。

(小林座長) 繁内さん、そろそろお時間がきております。

(繁内委員) はい、わかりました。ありがとうございます。また後ほど、お話をさせていただきます。

(小林座長) よろしくお願ひします。すいません、途中で切るような形になってしまって、申し訳ありません。続きまして柳沢さん、お願ひします。

(柳沢委員)はい。まず私自身は企業にいる身ですので、事業者に関してのいくつかの必要な措置を講じる協力等もですね、いくつかの分野にありましたけれども、全く違和感のない、非常に適切な現状に即した表現などの協力要請ではないかなというふうに思いました。そういう意味で県等も含めてですね、事業者にとっては大変取り組みやすい、明確な指針が示されたということが高く評価したいというふうに思っております。

二点目としてですね、基本計画を打ち出し、進捗状況を年に1回公表していくという非常にすばらしい枠組みですね、フレームワークが示されたということも、またこれも高く評価できるのではないかと考えております。一方ですね、その内容の評価等に関して、さまざまなものがこの男女共同参画審議会というところに任されるわけですが、すけれども、そもそもこの男女共同参画審議会の所轄事項というのが男女の参画の内容になっておりますし、また委員もですね、そういったものに即した委員になっているという構成もありまして、今後男女共同参画審議会にさまざまなことを任せていくのであれば、この名称も含めてですけれども、この性の多様性に関して、ことを明確に取り組むということをお願いしていただく限り、マイナーな事項として処理されてしまうということをお大変強く懸念をしております。

それからパートナーシップに関してなんですけども、知事が表明されています。数年前に議会の取組に関して表明されているという中で、今回、署名、それからいろいろなお手紙、高校生の声なんかも含めてですね、二つに割れているという表現が果たして私は妥当なのかということに非常に強く疑問を持っています。二つに割れているんでしょうか。真っ二つのフィフティフィフティに割れているというふうに考えるべきでは私はないというふうに思っています。むしろ今回条例に入らないということが、若い世代に対する非常に間違っただメッセーに繋がっているのではないかと。これだけ皆さん取組をされていて、今回このような条例案になるということに関して、無力感を感じるのではないかと。それが取組の一つの中ですね、ある意味玉虫色に実現されていくということは大人の決定だとは思いますが、高校生、中学生の若い世代に対して丁寧な説明をしていかないと、この部分に関して。職員も含めて非常に苦渋の決断、苦渋の表現だと思いますが、私はこの点に関して、やはりどうしてもですね、もう少し前向きな検討が必要ではないかというふうに思っております。

最後に一つ、アウトティングに関して、「本人に確認できるのに」という文言が何度か出てまいりました。この点、非常に丁寧に説明する必要があるのではないかとというふうに思っております。本人に確認できない場合どうするのか、本人に確認できるというのはどのような局面なのか。もちろんこういった点は、詳細が今後検討されていくと思いますが、一つ詳細が求められる点だと思っております。以上です。

(小林座長)ありがとうございました。続きまして山口さん、お願いします。

(山口委員)よろしくお願いいいたします。私は、三重県出身の三重県育ちのトランスジェンダー当事者です。話ができる最後かなと思っております。

私は今 30 になるんですけども、学生の時はそもそも啓発という言葉が、LGBT に関して、学校や、企業、地域、まだまだ全然啓発ができていない状態っていうのが学生時代、社会人になってからもありまして。過去の会議でも言ったんですけど、後輩の当事者の子が高校生の時にカミングアウトしたことで、自死をしてしまったということがあって。そこから、2014 年から啓発活動を始め、さまざまな活動をしてきたわけなんですけれども、今回この会議をするにあたって、過去、活動してきたことをちょっとまとめてきたんですね。まず、講演会を中心に啓発をしてきたわけなんですけれども、どこか反対意見の中で理解がまず必要だ、みたいな声もあったんですが、本当に理解を進めるために全力で活動してきたっていう自信はすごくあります。というのが、まずこの 6 年間でですね、三重県内だけでも 663 回の公演依頼というのをもらってきました。これは私からは一切アプローチをしていない状態での 663 回の公演依頼でした。これは学校や企業、地域、組合であったりとか、あとは病院とかですね、さまざまなところから依頼をいただきました。これというのは、まず知りたいというところから、前向きな意見を持って依頼をしてきてくれるのかなと思います。回数もさることながら、人数が合計すると約 9 万人に対して啓発をしてきたと、三重県内だけでも、ということなので、この先も啓発は続けていこうとは思いますが、今の時点で、じゃあ三重県内で理解がないかということ、その点は理解が全国の中でもある方ではないのかなと私は自信を持ってそう思います。活動しているのは私だけではなくて、浦狩さんや他の高校生ですね、さまざまな方が三重県内で活動していますので、この条例もまた何かのきっかけとなって、知るという機会になってくるんじゃないのかなというふうに思うと、過去、差別を受けてきた私にとってはすごく誇りに思うことですし、これから後輩にあたる子たち、私の年齢に近くても上でも、まだまだ差別を受けている人たちっていうのは三重県内にいると思うので、こういった条例が動くことで、誰かにとって勇気になるんじゃないのかなと思っています。

その中でですね、ちょっと私もびっくりしたんですけど、高校生の署名活動だったりとか、伊賀市のカップルがお手紙をお渡ししたりとかっていう。件数も本当にすごく多いものです。パブコメもですね、本当に多くの件数と、そしてパートナーシップの意見も非常に多くの件数があって、ここですね、パートナーシップのことに限っては、私も入っていないことはすごく残念には思いました。そしてそのことをしっかりと、私たちだけではなくて、外部の方にしっかりと説明する必要があるのではないかなと思います。でないと説明がつかないというか。高校生たちはそれで納得いくのかなとかいうふうにすごく思うので、その辺をしっかりと説明していただきたいなというふうに思います。

最後にですね、相談に関する場所なんですけれども、電話相談とかだけではなくて、しっかりと居場所づくりということで、コミュニティだったりとか、そういったところが具体的になると思うんですけども、そういったところも必要になってくると思いますので、そちらを最後にお伝えしたいなと思いました。

(小林座長) ありがとうございました。それではですね、そのあと次ですけども、東

先生が無事繋がったというふうなご報告をいただきましたので、先ほど飛ばしてしまいましたけど、東先生よかったですらご発言をお願いします。

(東委員) はい、東です。途中参加、そして途中で切れてしまったので、流れが十分踏めてないかもしれませんが、発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

まず全体的になんですけれども、全ての人の人権が尊重されるべきであるということが明記されたことは、大変大きく評価できる点だと思っています。しかしながら、全体的なトーンとしてですね、結局のところ、人権の話をしているはずが、周囲の理解、周囲への配慮というところが全面に押し出されるような、結果としてそのような内容になっていることを大変残念に思います。マイノリティの人権を保障していくという話であるはずなのに、結局数の話が持ち出されるとか、それから数と言っても本当に一体どれくらいの人がどういう意見を言ったのかというのわからないわけですけれども、たとえ多数派が反対したとしても、マイノリティの人権を保障していくんだという、三重県がその態度を明確に示すことっていうことができる、せっかくの機会だったのに、それがなされなかったということが大変残念に思います。パートナーシップ制度が入らなかったっていうところも、あれだけ第1回、第2回の議論で積み重ねてきた中で、議事録にも委員の意見なども十分に残されているはずですが、そういったものが反映されなかったということについても、大変残念に思います。

例えばトランスジェンダーのことについて、第4条で、他者の保護との関係についてというところはですね、「性の多様性は受容されるべきものですが、他者の保護との関係から課題となる部分、制限される部分もあると考えます」というこの一文は、性暴力など社会の負の遺産をマイノリティに背負わせるという以外の何物でもないように私には聞こえます。

ほかにも、性的指向の定義であるとか、性別、性自認の多様性の定義のところ、私はこれまでも事務局とメールでのやりとりもしてきて、こういう文言にした方がいいという提言もしてきましたけれども、それが反映されなかったことも残念に思います。

これは最終案ということで、まだ議論の余地があるものだというふうにつけるのであれば、今一度ですね、第1回、第2回、そして今日各委員から出た意見も踏まえて、最終案が最終版になるまでに、もう少し前向きな議論の積み重ねをしていただきたいと思います。以上です。

(小林座長) ありがとうございます。それでは、だいぶ時間押してるんですけども、すいません、私も一委員として発言をさせていただきたいなと思います。

七つくらい言いたいことはあるんですけども、まず一つ目、第1条のところにいるところこれまでの県の取組などの参考ということで書いていただいているんですけど、ぜひ三重県がフレンテみえさんに調査していただいた県内の高校生、高校2年生に調査していただいたアンケートありますよね。あれだと性自認というか、LGBTQと

して自分のことを捉えるという高校生が1割近くいたという結果があったと思いますので、条例の必要性、目的を謳う意味ではそんなことも書いていただくといいのかなというふうに、参考のところに入れていただくといいかなと思いました。

それからちょっと飛びますが、14ページ、第5条のところ、市町に対する関わり方ということですが、連携協力だけではなくて、場合によってはやっぱり体制が十分でない市町に対して支援とか補完といった姿勢も、18ページの第12条の研修のところにはあるんですけども、第5条でもそういう支援、補完みたいな視点もあっていいかなというふうに思いました。

それから三つ目、17ページですけれども、先ほど柳沢さんもおっしゃった、私もちょっとこの「男女」っていうところでいいのかどうかというのはやっぱり違和感を感じています。本文じゃなくて趣旨のところなので、まだ変更の余地はあるのかなと思いますけれども、やはり男女共同参画だけではない部分の視点あるかと思いついて、ちょっとそこはもう一度検討いただきたいと思つています。

それから20ページ、これは重たいなと思つてるんですけども、参考ということで文科省のものから引用していただいて、医療機関による云々って書いてあるんですけど、性的指向・性自認、必ずしも病気じゃないですよ。この書き方だと、性的指向とか性自認に違和感があるよっていう人は全員病気になる人みたいな捉え方になってしまいかねないなと思つてまして、文科省はこういう文章出してると思うんですけども、ちょっと県として、これは必ずしも病気ではないんだってところはしっかり認識をいただいた方がいいんじゃないかなというふうに思いました。

それから五つ目、第14条のところですね、相談の話です。おそらく大事なことは相談を受け付けるってことも当然なんですけど、その相談への対応に、誰が相談にのるかによってばらつきが出てしまう。あの人はOKされたのに自分はされないみたいなことになると困ると思うので、ぜひそういう対応にばらつきが出ないようにといった対応も考えていただきたいと思つております。

それから六つ目、21ページの第15条になりますが、皆さんおっしゃってることです。この地域に根差し安心して暮らすためには、やはりパートナーシップ制度って大事なんじゃないかなと思うんですね。パートナーシップ制度を作られて、何か損害を受ける、被害を受ける人っていうのはいるんだろうかということを見ると、それはおそらく直接的にはいらっしやらないんじゃないかなと。けども逆に制度ができることで救われる人たちっていうのは、一定数いるってことはこのパブリックコメントでも明らかですけども、だとするとやっぱり県としてはそこをしっかりと、県民のためっていうことで考えていただく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。全国で初めて、総合的な環境作りというのを謳っていただいているのは他の県にない特徴だと、それはそれで評価はするんですけども、ぜひそういう具体の話も欲しかったなというところですよ。

最後は23ページの第16条、顕彰するって話ですね。これは県がやっていただいた事業者へのアンケート等でも、やっぱりそういうのがあれば企業としても動きやすいよっていう実際お話をいただいておりますので、これはぜひ進めていただきたいな、

これを入れていただいたのはありがたいなというふうに思っております。

ということで、一通り皆さんのご意見を伺いましたが、いただいた中でちょっとご質問という感じのもので、渡辺委員からですね、第6条、7条のところ、何でこの役割という努力義務になっているのか、「講ずるものとする」ということにできないのは何か理由があるのかという質問的なものをいただきましたので、事務局の方で答えていただいでよろしいでしょうか。

(事務局)第6条、第7条のところなんですけれども、県の条例ということもございまして、県については責務と。市町等につきましては、なかなかちょっと義務づけするのが難しいのではないかとということで、努めるということで整理をさせていただいているところです。

(小林座長)要するに、県の条例なので、県以外のものに対しての義務づけまでここで謳うことがなかなか厳しいというのが県の判断だと、こういうことですね。以上、ご説明ありがとうございました。

残り時間がほとんどないんですけれども、冒頭皆さんに1分程度はせめて最後メッセージをいただきたいということをお願いしておりましたので、若干時間超過してしまうかもしれませんが、最後皆さんから1分程度ずつ、簡潔にメッセージをいただきたいなというふうに思っております。名簿順に基本的には行きたいんですけれども、この後のご予定があって、もしかすると途中退出になっちゃうかもしれないと事前に柳沢さんの方から伺っておりますので、まず先に途中退出する前のご意見いただければなと思います。よろしく申し上げます。

(柳沢委員)はい、ありがとうございます。先ほどちょっと一つ言い忘れてしまったんですが、このコロナの状況の中で職員の皆さんがすごい大変な中で案をまとめていただいたと。非常に難しいお立場でいらっしゃると思いますので、これは何かこう案を非難しているというわけではないです。ただ一つ、この案は若い世代が見ています。全国の若い世代、そして三重の若い世代が見ています。署名の意味も含めて、パートナーシップを条例に入れ込むということに関して、重い声だということ、重々ご承知だと思いますが、それを入れていただきたい、私はその一点につきます。ありがとうございます。

(小林座長)ありがとうございました。続きまして名簿順にまいりたいと思います。東先生いかがでしょうか。

(東委員)先ほど申し上げたことの繰り返しになりますけれども、最終案ということなんですけれども、これまでの第1回、第2回、そして今日の議論を踏まえて、委員の意見も踏まえて、パブリックコメントも踏まえて、今一度前向きに再検討していただきたいと思います。以上です。

(小林座長) ありがとうございます。渡辺先生、お願いします。

(渡辺委員) はい、渡辺です。この3回の検討会議が公開されているということもあって、このこと自体がすごく重要な機会だったと思います。皆さん、どうもありがとうございます。今日の意見も参考にさせていただきながら、よりよい最終版が出ることを期待しております。ありがとうございます。

(小林座長) ありがとうございます。浦狩さん、お願いします。

(浦狩委員) 私も職員の方に、本当に感謝いたします。この基本理念を課長さんに読んでもらって、私はもう本当に涙が止まらなかったです。ちゃんとこのことが守られる三重県になるんだろうなって思ってますので、今後ともよろしく願いたいと思います。

(小林座長) ありがとうございます。繁内委員、よろしく願いたいと思います。

(繁内委員) 本当に皆さんの思いがすごく伝わってきました。知事も別途表明されていますように、まずはこの条例をできるだけ早く作っていただいて、そして条例の理念が、県民の皆様お一人お一人に伝わって、そして県民の皆さんの英知で、この条例の理念が生かされた社会が実現していくということを心から願いたいと思います。ありがとうございました。

(小林座長) ありがとうございます。山口さん、よろしく願います。

(山口委員) 最後に伝えたいなと思うのは、こちらの条例、本当に誰もが安心して暮らせるというところで、三重県について、LGBTも過ごしやすい街になっていただきたいなと心から思っておりますので、先ほど他の委員もおっしゃいましたが、パブコメ、民意の声、本当に皆さんの声をしっかりもう一度聞いていただいて、検討していただければと思います。そして、最後まで県の職員の方々にはですね、このように資料も作っていただいて、本当に感謝をしております。ありがとうございます。

(小林座長) ありがとうございます。一通り皆さんから、本当に駆け足でご意見いただきました。最後、私からもまとめを兼ねまして一言申し上げたいと思います。

まず本当に多くの委員の皆さんからですね、沢山のご意見を三重県のためにいただきましたこと、そしてこの会議の進行に本当にご協力いただきましたこと、座長としてまず御礼を申し上げます。ありがとうございます。

その上でですけれども、県の事務局、ダイバーシティ社会推進課の皆さんですね、同じフロアでコロナが発生したりということで、本当に大変な状況の中、難しい立場の中ですね、ご尽力いただいてありがたいなという感謝の気持ちは私自身も持ってい

るんですけども、やはり皆さんおっしゃっていただいている、今日いただいた意見、あるいはこれまでのいただいた意見を踏まえてですね、今一度、最後もう一度ですね、検討いただいて、今日皆さんからいただいた意見で県としてくみ取れるところがあれば、ぜひこれは反映いただきたいなというふうに思っております。

ただその上で、今度委員の皆さんにお話しておかなければいけないのは、とはいえ、やはりすべての我々が出した意見が反映されるわけではないと。そういう意味で満足いかない、不十分だと思われる点もあるかもしれません。ただ、これもし条例ができたならばですね、第1条にもありましたように、異性に対する性的指向を持っている人、あるいは戸籍上の性と同一の性自認を持つ、そういう多くの人たちだけではなくて、すべての県民が人として尊重される社会になっていく、そのための第一歩として期待できるものなんだろうというふうに思います。よりよい三重県がこの条例を基に作っていかれることを期待して、私の進行はお終いとさせていただきたいと思います。本当に皆さんご協力いただきまして、どうもありがとうございました。事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)小林座長、議事の進行、本当にありがとうございました。また委員の皆様、長時間、何回にもわたり貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

3回にわたり開催しました本条例検討会議は、今回が最後ということになりますが、これまで活発にご議論いただき、また、条例の道筋につきましても案をいただきましたこと、委員の皆様には本当に感謝を申し上げます。また、オンラインになってしまったということで、ご不便をおかけした点もございましたが、本当にご協力をいただきまして、進行することができました。ありがとうございました。

条例の最終案につきましてはですね、本日のご意見も踏まえまして、県議会の環境生活農林水産常任委員会でご説明をさせていただく予定でございます。その後、令和3年2月の条例議案提出、3月の条例制定を目指して検討を進めてまいります。

本日はこれで、検討会議を終了とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。